6　個人データは、その提供又は提供された個人データの使用が当該個人データを提供する税関当局が属する国の法令に反することになると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、提供されない。

7　この条の規定は、情報を入手した税関当局が属する国の法令に基づいて義務付けられている限度において、情報が使用され、又は開示されることを妨げない。当該税関当局は、可能な限り、情報を提供した税関当局に対しその開示について事前に通報する。

第十二条　支援を提供する義務に対する例外

1　被要請当局が属する締約国政府は、この協定に基づく支援が自国の主権、安全、公共政策その他の重大な利益を侵害することになると考える場合には、支援を拒否し、若しくは保留することができ、又は一定の条件若しくは要件が満たされることを支援の条件とすることができる。特に、各締約国政府は、秘密の保持又は情報の使用目的の制限に関して自己の要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、当該他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。

2　被要請当局は、支援が現に行われている調査（関連法執行機関による捜査を含む。）、訴追又は司法上の手続を妨げることを理由として、その支援を保留することができる。この場合には、被要請当局は、一定の条件を付することにより支援を行う可能性について判断するため、要請当局と協議する。

3　要請当局は、自己が要請されたときは提供することができない支援を要請する場合には、その要請の中でその事実について注意を喚起する。この場合において、当該要請にいかに応ずるかについては、被要請当局が決定する。

4　1及び2に規定する場合において、被要請当局の決定及びその理由は、不当に遅滞することなく要請当局に伝達されなければならない。

第十三条　技術協力

両税関当局は、必要かつ適当な場合には、新たな税関手続並びに取締りのための装置及び技術の研究、開発及び試験、両税関当局の職員の訓練活動並びに両税関当局間の人的交流の分野において協力する。

第十四条　支援の費用

1　両税関当局は、この協定の実施に当たって要する費用の償還について、相互に請求することはない。

2　要請された支援を実施するために高額な経費又は特別の性質の費用を必要とする場合には、両税関当局は、当該支援を実施する条件を決定するために協議する。

第十五条　協定の実施

1　両締約国政府は、必要に応じ、この協定の実施に際して生ずるいかなる問題に関しても、外交上の経路を通じて協議することができる。

2　この協定に定める協力及び支援は、両税関当局によって直接行われる。このため、両税関当局は、必要に応じ、詳細な取決めを締結することができる。

3　両税関当局は、この協定の実施状況を把握し、及び再検討するために会合することができる。両税関当局の会合は、双方の同意によって定める場所及び日時において、双方が同意する議題について行う。

第十六条　領域的な適用範囲

この協定は、両締約国政府の関税領域について適用する。

第十七条　見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十八条　効力発生及び終了

1　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要な手続を完了した旨を外交上の公文の交換により相互に通告した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定は、無期限に効力を有するものとし、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意図を外交上の経路を通じ書面によって通告するときは、その通告の日の後六箇月間、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十三年十月三日に東京で、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
佐藤悟

スペイン政府のために
ゴンサロ・デ・ベニート

○農林水産省告示第千七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市塩田町馬場下字**畑**川内三　丙三七七、丙三七八の一、丙三七九、丙三八〇、丙三八一の一、丙三八二、丙三八三、字東平丙九四二の一、丙九四八、丙九四九の一、丙九四九の二、丙九五〇の一、丙九五〇の二、丙九五一、丙九五二、丙九五三の二、丙九五三の三、丙九五五の一、丙九六六、丙九六七の一、丙九六七の二、丙九六八の一から丙九六八の四まで、丙九六九の一、丙九六九の二、丙九七六から丙九八〇まで、丙九八一の一、丙九八一の二、丙九八二、丙九八四、丙九八七の一、丙九八七の二、丙九八八、丙九九〇の一、丙九九二から丙九九五まで、丙九九七、丙九九九、丙一〇〇二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市北波多成渕字白木二三〇一、二三二二の三二、二三二二の三五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　秋田県鹿角市八幡平字田の沢三五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字田の沢三五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　秋田県横手市雄物川町大沢字外稗作一の一

二　指定の目的　水源の涵養